

■耐震補強で地震に強い家をつくらう！

市では、昭和56年5月以前に建てられた木造住宅（軸組工法）の耐震化を進めています。耐震診断は無料、補強計画の作成や耐震補強工事には補助金があります。補助制度を利用して、地震に強い家をつくりましょう。

■専門家による無料耐震診断 ～わが家の専門家診断事業～

耐震診断を希望するお宅に、専門家を無料で派遣。簡単な耐震診断を行い、後日診断の結果をお知らせします。

また、住宅に関する一般的な相談にもお答えします。

対象 昭和56年5月31日以前に建てられた木造住宅（軸組工法）にお住まいの方

申込方法 電話で住所、氏名、電話番号をお申し込みください。



■補強計画作成への補助 ～既存建築物耐震性向上事業～

耐震補強を行う箇所や工事費を検討して、補強計画を作ります。計画を作成するための費用に対し、市の補助が受けられます。

補助額 ▽家屋の図面がある場合…144,000円

▽家屋の図面がない場合…259,000円



■耐震補強工事 ～木造住宅耐震補強助成事業～

作成した補強計画に基づき、耐震補強工事を行います。耐震補強工事の費用に対し、市の補助が受けられます。

補助額 一敷地あたり60万円（限度額）（高齢者のみの世帯または、障害者などが居住する住宅（借家を除く）の場合は限度額80万円）



◇まずは無料耐震診断を受けて、住まいの耐震性を確かめてください。

☎防災課防災係 ☎44-3108

防 災



防 犯



安 全



ひとくちメモ

防災まめ知識

～家具を固定しましょう～

地震による負傷の多くは、室内での家具の転倒や落下が原因といわれています。家具は壁や柱に固定して、被害を未然に防ぎましょう。

市では、家具の固定費用の一部を負担する「家具の固定事業」を行っています。詳しくは、本紙14ページの「家具の固定を支援します」をご覧ください。

市政 Q&A

市政に関する疑問・質問にお答えします。

Q?

家庭で使っている浄化槽は、定期的に点検が必要と聞きました。詳しく教えてください。

A!

浄化槽の管理者（設置者）には、浄化槽法により、「保守点検を行うこと」「清掃を行うこと」「法定検査を受けること」が義務付けられています。

＜保守点検＞

・県知事の登録を受けた保守点検業者へ委託し、運転状況の点検や各設備の調整・修理、消毒薬の補充などを行います。

・保守点検を行う回数は、浄化槽の大きさや種類により異なります。

・保守点検の記録書類は、3年間保管してください。

＜清掃＞

・市の許可を受けた浄化槽清掃業者が行います。

・浄化槽を使い始めて、1年経過後から毎年1回は清掃を行います。

・清掃の記録書類は、3年間保管してください。

＜法定検査＞

・県知事の指定を受けた検査機関が行います。

・法定検査には、浄化槽を使い始めて3か月経過してから5か月以内に行う「浄化槽設置の水質検査（7条検査）」と、その後毎年1回行う「定期検査（11条検査）」があります。

・法定検査は、保守点検や清掃が適切に行われ、浄化槽が正しく機能しているかを確認するためのものです。

・保守点検や清掃とは別に、必ず毎年受けなければなりません。

◇快適な生活環境ときれいな水を守るため、定期的に浄化槽の保守や点検を行います。

▼環境政策課環境衛生係

☎44-31115

